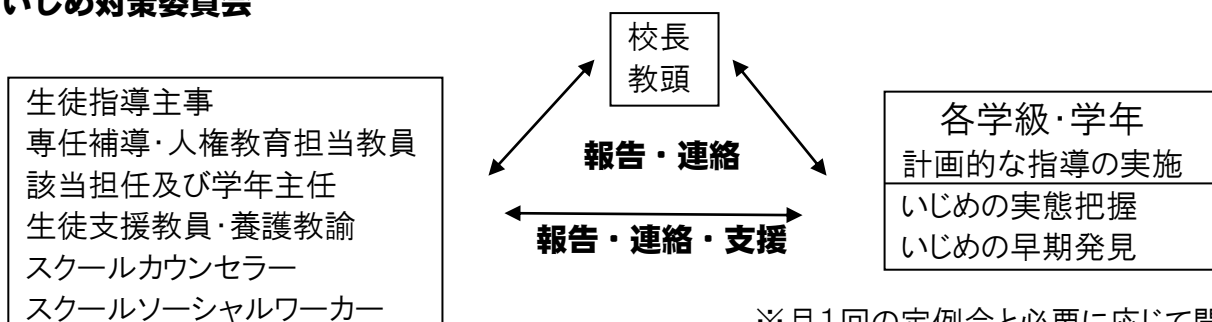


荊田中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本方針

- (1)教育活動全体を通して、全ての生徒が誇りを持てる学校づくりを目指す。
- (2)生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- (3)いじめは、犯罪である、という認識を定着させる。生徒や保護者への「いじめ防止基本方針」の公開。
また、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4)いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5)相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6)けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。

2 いじめ対策委員会



※月1回の定例会と必要に応じて開催
(教員の抱え込みを防ぐ)

3 いじめ防止への取り組み

(1) いじめの防止

人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識等についての学習を深める。
- ③ 学校生活における悩みの解消を図るために、SC(スクールカウンセラー)等を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機意識をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。

(2) いじめの早期発見

学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査【年8回】、個人面談年3回、5年間は保管)
- ② 生徒の行動を注視する。(チェックリスト、日常生活、休憩時間等)
- ③ 保護者と情報を共有する。(手紙、通信、電話等の定期連絡、家庭訪問、保護者会等)

(3) いじめの対応

詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い関係者が納得する解消を目指す。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめ問題を担任等が抱え込む事のないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめを行った生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦ いじめの行為が止んでいること(解消)は少なくとも3ヶ月間被害者が心身の苦痛を感じていないこと。
(生徒・保護者への面談で確認する)
- ⑧ 1年間いじめが0の場合は、生徒・保護者に公表し認知漏れがないことを確認する。

※ 取組の評価・検証

いじめ防止に向けた取組について検証しその結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

※ 保護者への連絡と連携及び支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実確認を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する助言を行う。事実確認より判明したいじめの事実に関する情報を適切に提供する。

生徒の特性を踏まえた適切な支援を行なうとともに、保護者との連携・周囲に対し必要な指導を組織的に行う。

※ 教育委員会や関係機関等との連携

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に連絡し適切に援助を求めらる。

4 いじめ問題対応年間計画

本年度の指導の重点			
いじめを予防する取組として、①「わかる授業」を実現する。②日常の生徒指導を充実させる。早期発見・早期対応の指導として、チェックリストを基に日常観察を行う。			
第1学年の指導の重点	第2学年の指導の重点	第3学年の指導の重点	
生徒と「共に学ぶ」立場に立ち、「わかる・認め合う・学び合う」授業の実践に努める。	道徳の時間を要として、教育活動全体を通して、道徳性を養い、規範意識を高める。	学級活動の内容(2)を通して、自分と他者の個性を理解し尊重できる態度を養う。	
月	職員に向けての取組	生徒に向けての取組	家庭に向けての取組
4	生徒理解のための職員会議	悩み調査	生徒指導通信配布
5	いじめ予防と解決への組織的対応の共通理解	規範意識調査アンケート 相談窓口紹介	いじめチェックリスト配布
6	情報交換のための職員会議 (教育相談後)	学校生活アンケート 無記名いじめアンケート	いじめリーフレット配布 生徒指導通信配布 (相談窓口の紹介)
7	いじめ予防取組を振り返るための会議	相談窓口紹介	
8	いじめに関する校内研修		
9	生徒理解のための職員会議	悩み調査	生徒指導通信配布
10	情報交換のための職員会議 (教育相談後)	学校生活アンケート 無記名いじめアンケート 相談窓口紹介	いじめチェックリスト配布 啓発リーフレット配布 (相談窓口の紹介)
11	いじめ予防取組を振り返るための会議		
12			
1	生徒理解のための職員会議	悩み調査	家庭用いじめチェックリスト配布
2	情報交換のための職員会議 (教育相談後)	学校生活アンケート 無記名いじめアンケート 相談窓口紹介	生徒指導通信配布
3	いじめを予防取組の改善を図る会議		生徒指導通信配布 (相談窓口の紹介)